

福祉医療費受給資格証 更新のお知らせ

平成27年 8月 1日発行
保険医療助成課

☎ 229-3158 FAX 229-5001

現在、受給資格がある人

受給資格証(妊産婦医療費を除く)の有効期限は8月31日です。本人や保護者、扶養義務者等の前年中の所得を基準に毎年9月1日に更新されます。

障がい者医療費・65歳以上障がい者医療費・ 一人親家庭等医療費・子ども医療費(0歳~小学生)

平成27年度(平成26年中)の所得が所得制限限度額未満であることが確認できる人には、8月中旬に新しい受給資格証が送付されます。なお、一人親家庭等医療費の受給者は、児童扶養手当の現況届の状況によって、資格を失う場合があります。

転入(平成27年1月2日以降)または所得税・住民税の未申告などで所得の確認ができない場合や、一人親家庭等医療費の受給者で現況の確認が必要な人には、更新手続きの案内が8月初旬に送付されます。必要書類を添えて8月中に提出してください。郵送による提出も可能です。

精神障がい者医療費

受給者は全員、更新手続きが必要です。更新手続きの案内が8月初旬に送付されますので、必要書類を添えて8月中に提出してください。郵送による提出も可能です。

子ども医療費(中学生)

受給資格証は発行していませんので、更新手続きは不要です。

妊産婦医療費

受給資格証の有効期間が出産月(死産を含む)の翌月末日までになるため、更新手続きの案内や新しい受給資格証は送付されません。

更新のときの注意点など

- 更新申請が遅れると助成は申請月の1日からになりますので、更新手続きは早めに行ってください。
- 受給資格証の記載事項(加入する健康保険など)に変更があった場合は、必ず届け出てください。
- 所得の状況などにより受給資格を失う人には、案内が送付されます。

現在、受給資格がない人で 受給条件に該当する人

9月1日以降の受給資格は、平成27年度(平成26年中)所得で判定されますので、これまで該当しなかった人も、所得の変動などにより受給できるようになる場合があります。受給資格の有無など詳しくは、保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)までお問い合わせください。

手続きに必要なもの

■全ての人に共通して必要なもの

- 印鑑(スタンプ印を除く)
- 健康保険証
- 預金通帳

■医療費助成の種類ごとに必要なもの

障がい者医療費・65歳以上障がい者医療費

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか1つ

一人親家庭等医療費

- 戸籍全部事項証明書など

妊産婦医療費

- 妊娠証明書(市指定の様式)

精神障がい者医療費

- 精神障害者保健福祉手帳
- 入院している医療機関の領収書

■転入などにより津市で所得や課税状況が把握できない人

- 平成27年度住民税所得課税証明書(控除の分かるもの)、平成27年度住民税特別徴収税額通知書、平成27年度住民税納税通知書のいずれか1つ

※住民税特別徴収税額通知書と住民税納税通知書がどちらもある人は、両方必要です。

